

主 な 改 正 事 項

改正後条項号	改正前条項号	改 正 事 項 の 概 要
第 2 編 9-1-8	第 2 編 9-1-8	卸売販売業免許の区分について、新たに店頭販売酒類卸売業免許、協同組合員間酒類卸売業免許及び自己商標酒類卸売業免許を設定した。
9-1-9 9-1-10	9-1-9 9-1-10	} 全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許の申請書等の審査順位の決定及び審査等に関する取扱いを定めた。
9-1-12	9-1-11	
9-1-13	9-1-12	全酒類卸売業者の分離分割に対する全酒類卸売業免許の取扱いの基準である年平均販売見込数量を修正した。
9-1-14	9-1-13	酒類販売媒介業免許を受けた場所にその事務所である旨の表示をさせる取扱いを廃止した。
9-1-15	9-1-14	規定の表現を修正した。
9-1-20	9-1-19	営業の譲受けに伴う酒類卸売業免許の取扱いを受けることができない休業場の規定を明記した。
9-1-21	9-1-20	全酒類卸売業免許の需給調整要件に合致するときで、新規免許付与等により酒類の需給の均衡を破り、酒税の確保に支障を来すおそれがあると認められる場合の取扱官庁を明確にした。
10-10-6	10-10-6	全酒類卸売業免許の標準処理期間の起算日を定めた。
10-10-7	10-10-7	全酒類卸売業免許の年平均販売見込数量（全酒類卸売基準数量）を修正した。
10-10-8	10-10-8	ビール卸売業免許の年平均販売見込数量（ビール卸売基準数量）を修正した。
10-10-9	10-10-9	洋酒卸売業免許の年平均販売見込数量（洋酒卸売基準数量）を廃止し、店頭販売酒類卸売業免許、協同組合員間酒類卸売業免許及び自己商標酒類卸売業免許の経営基礎要件の具体的内容を定めた。
10-10-10	10-10-10	輸出入卸売業免許の年平均販売見込数量（洋酒卸売基準数量）を廃止し、経営基礎要件を整理した。
10-11-5	10-11-5	酒類販売媒介業免許の年平均取扱見込数量（媒介業の基準数量）及び経営能力等を修正した。
10-10-6	10-10-6	全酒類卸売業免許の需給調整要件に関して、卸売販売地域を拡大し、免許可能件数の計算方式を修正した。
11-1-3	11-1-3	ビール卸売業免許の需給調整要件に関して、卸売販売地域を拡大し、免許可能件数の計算方式を修正した。
第 7 編の 3	(新設)	店頭販売酒類卸売業免許、協同組合員間酒類卸売業免許及び自己商標酒類卸売業免許に付す条件を定めた。
		総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）の施行に伴い、「農業者」、「当該果実」及び「その他の気象上の原因による災害」の範囲並びに「販売」の意義、「農産物」、「果実」及び「生産」の定義等を定めた。